

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 9 月定例総会
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会 令和 5 年 9 月 2 5 日（月）午前 1 0 時 0 0 分 閉会 令和 5 年 9 月 2 5 日（月）午前 1 1 時 0 0 分
開 催 場 所	市役所会議室 3－F
議 長 氏 名	横山 信
出 席 委 員（者） 氏 名	農業委員 1 新井 保好 9 清水 喜美子 3 新井 信洋 10 渡邊 大之 4 横山 信 11 内田 泰宏 5 吉野 満咲実 12 湯澤 美恵 7 加藤 浩 13 山本 浩之 8 大島 隆義 推進委員 1 荒井 利夫 2 加藤 秀明 3 諏訪 光雄 4 田島 道夫 5 新井 良和
欠 席 委 員（者） 氏 名	2 伊藤 治 6 加藤 正雄
欠 員 委 員	
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農地担当 主幹 加藤 仁一、主査 小古瀬 亘広
事務局職員 職 ・ 氏 名	事務局長 深谷 知行、主幹 加藤 仁一、主査 小古瀬 亘広
会 議 次 第	別紙のとおり
配布資料	■ 9 月定例総会次第 ■ 令和 5 年度 農地パトロール日程 ■ 面積調査 実査用事例集 ■ 生産緑地の買取りの幹施について ■ 農業委員会歓送迎会収支報告書 ■ 平成 5 年度 産業まつり「農産物共進会」について ■ その他

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、９月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名中、１１名で過半数であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が、出席していますことを報告致します。
深谷事務局長	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
議 長	最初に議事録の署名人ですが、９番 清水喜美子さんと１０番 渡邊大之さんよろしくお願いします。
	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書３ページ、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」件号１、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
	議案内容は、以上で事務局の意見です。
	譲受人は、申請地の西側に隣接する二筆の農地を所有しており、一体利用が可能となるため農業経営拡大を図るものであります。また、現地においては、ブロッコリー等が作付けされており、草も無く綺麗に管理されており問題無いと思われます。
議 長	件号１について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、議案書５ページ、議案書第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」件号１、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。） 議案内容は、以上で事務局の意見です。 申請地は、必要性があること代替性がないことを転用の要件とする農地でございますが、申請理由から必要性が確認でき、代替性の検討結果が確認できたことから、問題無いと思われます。
議 長	続きまして、担当の新井保好委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井保好委員	現況は、雑草が生えている状況でございます。また、周辺におきましては、農地が多い中、住宅地が何件かあり、周辺の農地への影響は、無いと思われます。
議 長	新井保好委員ありがとうございました。件号１について質問ございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書６ページ、件号２、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	石戸宿１丁目地内に農産物加工直売施設及び事務所を建設する計画でございますが、資金調達計画の提出が無かった為、代理人を通して依頼しておりましたが、現時点において提出されませんでした。改めて資金調達計画が提出された後でないと審議ができませんので、審議を延期させていただくことに御了承願います。
議 長	続きまして、議案書７ページ、件号３、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。） 議案内容は、以上で事務局の意見です。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	申請人の施工業者は、本市や近隣市においての施工実績がある為、本案件については、問題無いと思われます。
議 長	続きまして、担当の内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	現況は、申請地の１５箇所中８箇所がやぶになっており、１０年位は、耕作管理されていないようです。他については、現在、稲が作付けされていて１０月に入り稲刈りが予想されます。周辺は、民家もなく農地に影響は、無いと思われます。
議 長	内田委員ありがとうございました。件号３について質問ございますか。 (質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書９ページ、議案第３号「農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について」件号１、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案書に基づき場所も含めて説明する。) 議案内容は、以上で事務局の意見です。 本件については、昨年度、一時転用の許可を受けた案件の計画変更であり、一時転用の期間が過ぎたことに対して始末書の提出もあったことから、本申請については、問題無いと判断しております。
議 長	件号１について質問は、ございますか。
湯 沢 委 員	１８ページになりますが、ブルーの部分とグリーンの部分また、今回出されている部分は、それぞれどのような意味なのか教えてください。また、間の白い部分は、何なのか説明をお願いいたします。
事 務 局	１８ページの下に説明がありますが水色は、宅地となります。また、緑色は、農地転用予定地となります。赤色については、寄宿舎へのリフォームをする際に進入路として一時転用許可を得ていたもので、緑色の宅地への進入路を

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	拡張する為の農地転用許可が想定より遅れたことから、一時転用の計画を変更するものになります。白色の部分は、〇〇番〇の一部になり、畑になります。
湯 沢 委 員	わかりました。
議 長	他に質問はございませんか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	続きまして、議案書１０ページ、議案第４号「租税特別措置法第７０条の６第１項の規定による適格者について」件号１、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（議案書に基づき場所も含めて説明する。） 議案内容は、以上で事務局の意見です。 申請者は、農業の年間従事日数が３００日で登録されています。南側の久保の農地については、土地区画整理地内にある農地で一部、既に道路が新設されており、現在、栗やナス、里芋等が栽培されており、おおむね綺麗に管理されていることから農業経験は、十分にあります。また、申請人以外の労働力として〇〇様の奥様が一緒に農業に従事する体制となっています。以上のことから、事務局としましては、申請者は、農作業に関する経験が十分あり、農機具や人員体制も含めて、特に問題無いと判断しております。
議 長	件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。
議 長	議案書１２ページからは、届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いいたします。

令和

議